

平成20年5月30日

1 交付の申請について

交付要綱第6条第1項の「大臣が別に定める日」は、原則として6月30日とする。

2 財産の処分制限期間について

- (1) 交付要綱第19条第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において規定される耐用年数に相当する期間とする。
- (2) 交付要綱第19条の2第1項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則に定めるところによるものとする。

3 交付対象施設等について

- (1) 交付要綱第3条第2号オ、第5条第1項の表公衆無線LAN環境整備支援事業の項及び地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業の項並びに第7条第5項第1号の「大臣が別に定める地域」は、第4項各号に掲げる地域とする。この場合において、平成13年度以降の合併により当該地域のいずれかを含む市町村（以下「該当市町村」という。）に該当しなくなった市町村については、該当市町村とみなす。
- (2) 交付要綱別表第1及び別表第2の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- (3) 交付要綱別表第1及び別表第2の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。
- (4) 携帯電話等エリア整備事業、デジタルテレビ中継局整備事業及び高度無線環境整備推進事業（離島伝送用専用線設備維持管理事業を除く。）は、原則として次の各号に掲げる地域のいずれかを含む都道府県（携帯電話等エリア整備事業については、無線通信用施設及び設備を設置する事業及び無線局の開設に必要な伝送用専用線を設置する事業に限る。）又は市町村において事業を行うものに限る。
 - ① 過疎地（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域をいう。）
 - ② 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地をいう。）
 - ③ 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域をいう。）
 - ④ 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）
 - ⑤ 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）
 - ⑥ 特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）
 - ⑦ 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。）
- (5) デジタルテレビ中継局整備事業の場合は、平成13年度以降の合併により前項各号に掲げる地域に該当しなくなった市町村については、前項の規定にかかわらず、平成22年度までに限り、これを前項各号に掲げる地域を含む市町村とみなす。
- (6) 高性能アンテナ対策事業のうち、地上デジタルテレビ放送を行う放送局の電界強度（地上10mの高さにおけるものとする。）が、51dB μ V/m未満である地域にあっては、交付要綱第3条（2）イ（キ）①の「地上デジタルテレビ放送」には、13セグメント方式のOFDMフレームを構成する1個のセグメントを用いた放送を含むものとする。
- (7) 受信機器購入等対策事業のうち、受信料全額免除世帯支援事業の場合、交付要綱第3条（2）イ（シ）①（b）に掲げる者にあっては、テレビジョン放送の音声部分のみを聴取できる受信設備のみを設置し、放送受信契約を締結していない受信者を含むものとする。
- (8) 民放ラジオ難聴解消支援事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
 - ① 一の中継局の整備により都市型難聴対策事業と外国波混信対策事業を併せて行う場合及び都市型難聴対

策事業と地理的・地形的難聴対策事業を併せて行う場合の交付額は、交付要綱第5条の規定にかかわらず、補助対象経費の2分の1に相当する額とする。ただし、都市型難聴対策事業の対象となるすべての地域が外国波混信対策事業又は地理的・地形的難聴対策事業の対象となる地域と同じ場合は、補助対象経費の3分の2に相当する額とする。

② 交付要綱第6条第3項の「大臣が別に定める資料」は以下のとおりとする。

ア 交付申請の直近年度の財務諸表（申請者が特定地上基幹放送事業者等である場合に限る。）。

イ 申請者の直近年度のラジオ放送事業に係る収支の状況を示す資料（申請者が特定地上基幹放送事業者等である場合に限る。）。なお、ラジオ放送事業のみを行う申請者については、直近年度の財務諸表の提出をもって本資料の提出に代えることができる。

ウ 申請者の直近年度のラジオ放送事業に係る収支が赤字である場合、収支の改善や経営基盤の強化に向けた取組状況及び交付申請がこれらの取組の障害にならないことを示す資料（申請者が特定地上基幹放送事業者等である場合に限る。）。

エ 補助金の交付を受けて整備しようとする中継局が、中波放送を行う基幹放送局の放送区域において難聴対策等のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局（以下「補完中継局」という。）である場合は当該中波放送を行う基幹放送局の放送区域内の難聴の発生状況を、補完中継局以外の中継局である場合は当該中継局の放送区域内の難聴の発生状況を原則として1キロメートル四方のメッシュ単位で示す資料。

オ 補助金の交付を受けて整備しようとする中継局の空中線電力が難聴の解消のために必要最小のものであることを示す資料。

カ 補助金の交付を受けて整備しようとする無線設備等の共同設置に関する状況を示す資料（無線設備等の共同設置を行わない場合は、共同設置に関する検討状況を示す資料その他共同設置が困難であることを示す資料）。

(9) 公衆無線LAN環境整備支援事業は、原則として、五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下のうち占有周波数帯域幅が三八MHzを超え七八MHz以下又は七八MHzを超え一五八MHz以下の電波を使用する機器を用いて事業を行うものに限る。

(10) 交付要綱第3条第2号オ（ア）の「指定緊急避難場所及び指定避難所等」とは、次のものを指す。

- ① 災害対策基本法において規定する指定緊急避難場所及び指定避難所
- ② 地方公共団体が条例で定める指定緊急避難場所及び指定避難所に類する施設
- ③ 災害対策基本法に基づき地方公共団体が定めた防災計画において位置付けられた指定緊急避難場所及び指定避難所に類する施設

(11) 携帯電話等エリア整備事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

交付要綱第3条（2）コ（イ）②及び③「大臣が別に定める総務省所管の事業」は、過去に総務省が行った補助事業とする。

(12) 高度無線環境整備推進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

① （削除）

② 無線設備については、補助事業者又は間接補助事業者（その連携主体を含む）の責任において設置するものとし、国庫補助の対象は伝送用専用線設備に限られる。

③ 整備する伝送用専用線の一部又は全部について、電線共同溝又は共同溝によらず地下に埋設する場合は、交付申請時の財政力指数が0.5未満の市町村において行われ、かつ、以下の条件に該当する事業に限り、交付要綱第5条の伝送用専用線設備整備助成事業（1）イ並びに伝送用専用線設備整備事業（1）ウ及び（2）イの補助率とする。

ア 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項に基づく防災対策推進地域（以下「防災対策推進地域」という。）又は首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第3条第1項に基づく首都直下地震緊急対策区域（以下「緊急対策区域」という。）において実施される事業であり、周囲に電力柱等が無い等の理由により、電線共同溝又は共同溝により地下に埋設することが困難な場合。

イ 防災対策推進地域又は緊急対策区域以外で実施される事業であり、電力柱の新設が制限されている等の理由により、地下に埋設しなければ整備が困難な場合

④ 伝送用専用線設備整備事業、伝送用専用線設備整備助成事業及び伝送用専用線設備復旧事業において、補助事業者、間接補助事業者又はその連携主体は、事業の終了後に、光ファイバ整備計画及び無線局運用計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、報告書を大臣に提出するものとする。大臣は、報告書の提出を受けたときは、補助事業者、間接補助事業者又はその連携主体に対し、必要な助言をすることができる。

- ⑤ 伝送用専用線設備整備事業、伝送用専用線設備整備助成事業及び伝送用専用線設備復旧事業において、事業の目的に沿った無線局が確実に機能できるように、また、事業終了後速やかに無線局が開設されるように留意すること。
- ⑥ 離島伝送用専用線設備維持管理事業において、補助対象とする離島に整備された伝送用専用線設備は、離島内の伝送用専用線設備及び当該離島に陸揚げされる海底伝送用専用線設備（これらの伝送用専用線設備と一体として整備された附属設備並びに当該伝送用専用線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）とする。
- (13) 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
 - ① 交付要綱別表第2中13の項（1）ア（オ）「耐震改修工事」の対象は、昭和56年5月31日までの建築確認において適用されていた基準で建築された送信所の局舎及び鉄塔とする。ただし、当該局舎が鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び鉄筋鉄骨コンクリート造の建物であって、構造耐震指標（Is）の値が、0.3に満たないもの又は保有水平耐力に係る指標（q）の値が、0.5に満たないものとする。
 - ② 構造耐震指標（Is）又は保有水平耐力に係る指標（q）の診断方法は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）によるものとする。
- (14) 携帯電話基地局強靱化対策事業を実施に当たっては、以下のとおりとする。
交付要綱第5条「大臣が別に指定する地域」は、次の各号に掲げる地域とする。
 - ① 離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域をいう。）
 - ② 半島（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）
 - ③ 山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）
- (15) デジタルインフラ整備推進事業において、事業の性質に応じて、複数の実施期間を段階的に設定し、それぞれを補助事業として実施する場合、以下のとおりとする。
 - ① 交付要綱第6条第4項の「大臣が別に定める資料」は以下のとおりとする。
 - ア 複数の実施期間にて実施する合理性を示す資料
 - イ 事業全体の事業計画書
 - ウ 各段階に関する補助対象経費の内訳書
 - エ 事業完了に向けて適切な実施を証する書面
 - ② 補助事業者は、前段階の補助事業が完了しなければ、次段階の交付申請を行うことはできない。
なお、同一年度内に複数段階の申請をすることも可とする。
 - ③ 補助事業者は、次段階に係る予算が成立していない場合には、当該予算の執行が確保されないことに留意しなければならない。

4 財産処分について

- (1) 交付要綱第19条の2第2項の収入には、補助事業の実施により預金利息が生じた場合における利息を含むものとする。ただし、交付要綱第13条の報告の際に当該利息相当額を減額して報告した場合は、この限りでない。
- (2) 交付要綱第20条第1項で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日総官会第790号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。
 - ① 以下の要件を満たす財産処分である場合
 - ア 国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を公共用又は公用に供する次の施設へ転用すること。
地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研修施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設（児童館等）老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎
 - イ 当該補助事業により設置した無線通信用施設及び設備が所在する都道府県、市町村及び都道府県又は市町村の連携主体への無償による転用であること。
 - ② ①以外の場合であって、当該補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ電波の適正な利用の確保に資すると認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合
 - ア 電波遮へい対策事業及び無線システム普及支援事業（以下「対策事業」という。）により無線通信を行っている電気通信事業者が対象地域の通信量の増加等に応じるための設備を増加及びそれに伴う当該事

業により取得した財産を交換又は廃棄する場合。この場合において、第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に係るものについては、当該特定基地局を整備する地域についても、上記の対象地域に含むものとして取り扱う。

- イ 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者が次世代方式携帯電話等の無線通信方式に移行するため、無線通信を行うための設備を追加又は当該事業により取得した財産を交換若しくは廃棄する場合
 - ウ 対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者以外の電気通信事業者が無線通信を行うための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合
 - エ 対策事業により整備されたテレビジョン放送用施設・設備に、当該施設・設備から放送している特定地上基幹放送事業者以外の放送事業者が放送を行うための施設・設備を追加する場合
 - オ 対策事業により整備された共聴施設に、当該共聴施設において再放送している放送以外の放送を再放送するための施設・設備を追加する場合
 - カ 国又は地方公共団体の行政目的を遂行するために防災行政無線等の電気通信設備を設置する場合
 - キ 対策事業により整備されたテレビジョン放送用施設・設備に、難視聴解消を目的として、当該施設・設備から放送している放送の放送区域を変更するための施設・設備を追加する場合
 - ク 対策事業により整備された地上デジタルテレビ放送用施設及び設備、有線放送設備、有線共聴施設、無線共聴施設又は受信設備に、デジタル混信対策事業又はデジタル放送用周波数再編対策事業により整備する地上デジタルテレビ放送用施設及び設備、有線放送設備、有線共聴施設、無線共聴施設又は受信設備を追加又は交換する場合
 - ケ 暫定的難視聴対策事業により取得した衛星放送の受信に必要な設備を同事業を実施する別の補助事業者が無償で譲渡する場合
 - コ 高度無線環境整備推進事業により補助事業者及び間接補助事業者が設置した施設・設備の一部を、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域の解消などのため、当該事業者以外の者に利用させ、又は無償で譲渡する場合並びに本事業で設置した施設及び設備の一部を取り壊し、又は廃棄する場合
 - サ 高度無線環境整備推進事業のうち伝送用専用線設備復旧事業により補助事業者が復旧した施設又は設備の一部又は全部を、当該補助事業者たる地方公共団体の維持管理等に係る人的及び財政的負担の軽減を図ることを目的として、民間の電気通信事業者が無償で譲渡する場合（当初の整備事業からの経過年数が10年以上であって、当該復旧事業から10年以上の電気通信役務の提供が見込まれるものに限る。）
 - シ 高度無線環境整備推進事業により補助事業者が設置した施設・設備について、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内を目途に他の電気通信事業者に譲渡することの条件を付して交付決定を受けていた場合であって、当該条件に基づき補助事業者が他の電気通信事業者が無償で譲渡する場合
 - ス 対象事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がないと認められる場合であって、他の対象事業又は放送ネットワーク整備支援事業費補助金の対象となる事業の実施に伴って、本事業により整備された施設又は設備に新たに施設又は設備を追加する場合、本事業により取得した財産を交換する場合並びに本事業により整備された施設又は設備を取り壊し、及び廃棄する場合
 - セ 地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業により補助事業者が設置した施設・設備の一部を、地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする有線共聴施設又は無線共聴施設の高度化を図るため、当該事業者以外の者に利用させ、又は無償で譲渡する場合並びに本事業で設置した施設及び設備の一部を取壊し、又は廃棄する場合
 - ソ 激甚災害により被害を受けた地域において設置された応急仮設住宅の入居者が当該応急仮設住宅に入居している間のみ使用するための設備であって、かつ、当該応急仮設住宅と一体となって使用される設備である場合に、当該応急仮設住宅の撤去に伴い補助事業の目的を達成した場合であって、補助事業者が処分するものである場合
- ③ 対策事業により整備された施設又は設備（周波数割当計画（平成20年12月24日総務省告示第714号）において周波数の使用の期限が定められたものに限る。）が周波数の使用を停止する場合であって、当該事業により取得した財産を譲渡、取壊し又は廃棄する場合
- (3) 交付要綱第20条第2項で定める「大臣が別に定める基準」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。
- ① 補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ電波の適正な利用の確保に資すると認められ

るものであること。

② 補足事項 4 (2) ②ア、イ又はウに該当する財産処分であること。

- (4) 交付要綱第 20 条第 3 項で定める「大臣が別に定める方法」は、取得財産等の処分を行った会計年度ごとにまとめた報告書を翌会計年度の 4 月 10 日までに大臣に提出する方法とする。
- (5) 交付要綱第 20 条の 2 の規定により財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合における納付金額は、残存価値額（処分する施設又は設備に係る補助額に、当該施設又は設備の処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額）とする。

5 その他

- (1) 交付要綱付則第 6 項で定める「大臣が別に定める地域」は、東日本大震災に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された地域のうち、東京都とする。
- (2) 交付要綱に定める様式第 1 号から様式第 21 号までの用紙は、日本産業規格 A 列 4 番によるものとする（添付書類等を除く。）。
- (3) 平成 13 年 6 月 5 日以前に行われた電気通信格差是正事業（移動通信用鉄塔施設整備事業に限る。）、平成 21 年 7 月 30 日以前に行われた情報通信格差是正事業（移動通信用鉄塔施設整備事業に限る。）、平成 22 年 3 月 31 日以前に行われた電波遮へい対策事業（地下街等において、地上系による超短波放送又は地上デジタルテレビ放送をする無線局とその放送の受信を目的とする無線設備との間の電波が遮へいされることにより放送が受信できない場合に、代替する伝送路を開設するために必要な放送用再放送施設及び設備を設置する事業に限る。）により整備された施設及び平成 29 年 3 月 31 日以前に行われた無線システム普及支援事業（周波数有効利用促進事業に限る。）により整備された施設の財産処分の承認についても、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱の規定を準用する。
- (4) 交付要綱第 21 条の 3 第 1 項で定める「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき大臣が定めるもの」とは、令和 2 年総務省告示第 31 号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条の 2 及び第 26 条の 3 の規定に基づく申請書等の提出における電磁的記録及び電磁的方法に関する告示）をいう。

別 紙

交付要綱別表の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

- 1 電柱
- 2 接地線
- 3 屋外照明施設
- 4 マンホール
- 5 空調設備
- 6 監視設備
- 7 航空標識灯設備
- 8 消火設備
- 9 水道施設
- 10 貯水タンク
- 11 ろか器
- 12 洗面・手洗施設
- 13 仮眠施設
- 14 モニターテレビ
- 15 修理工具
- 16 混信対策防止装置
- 17 ゴーストキャンセラー
- 18 中継用固定無線装置
- 19 地下埋設設備
- 20 構内柱
- 21 1 から 20 までに掲げるものに類する施設・設備